

函 農 林

令和6年(2024年)12月26日

経済建設常任委員会 委員各位

農 林 水 産 部 長

函館市鳥獣被害防止計画（第6期）（原案）に対するパブリック
コメント（意見公募）手続の実施について

このことについて、鳥獣による農林業等に係る被害防止施策を総合的
かつ効果的に実施するため、標記計画の原案をとりまとめましたが、計
画の策定にあたり函館市パブリックコメント（意見公募）手続要綱に基
づき、下記のとおり市民等からの意見を募集いたします。

つきましては、委員の皆様へ公表する資料を配付させていただきます
ので、よろしくお願いいたします。

記

- 1 案件名
函館市鳥獣被害防止計画（第6期）（原案）
- 2 意見募集期間
令和7年1月8日（水）～令和7年2月7日（金）
- 3 結果公表の予定時期
令和7年2月（予定）
- 4 公表する資料
函館市鳥獣被害防止計画（第6期）（原案）

（農林水産部農林整備課 21-3344）

函館市鳥獣被害防止計画（第6期）原案について

1. 計画策定の経過および基本方針

「鳥獣被害防止計画」は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下、「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき市町村が策定する計画で、本市では平成22年度から計画を策定し、計画に基づき有害鳥獣の捕獲や調査のほか、函館市鳥獣被害防止対策協議会による被害防止対策を推進してきたところであります。

第5期計画が令和6年度をもって終了するため、第6期計画（令和7年度から令和9年度）を策定し、引き続き、鳥獣被害防止に取り組み、市民生活の安全と農林業の振興に努めて参ります。

2. 計画改訂におけるポイント

・エゾシカによる農業被害額や車両との衝突事故は対策を強化した第5期計画以降も増加傾向にあることから、捕獲体制を強化し捕獲数を増加します。

〔1, 200頭／年 → 1, 300頭／年〕

・ヒグマの市街地近郊への出没が増加傾向にあることから、出没情報の発信や現地調査などを迅速に行うとともに、出没地区に応じた被害予防対策や出没時対策、注意喚起等の対応について北海道、警察との連携を強化します。

また、ヒグマが市街地で出没した場合は、警察・ハンター・自治体で連携し、市民の安全を守る体制を確保します。

・新たに、ヒグマによる農作物の被害金額の軽減目標を設定し、目標達成に向けて取り組んで参ります。

・トドによる漁業被害は平成27年度以降発生していないことから、対象鳥獣から除外します。

(別記様式第1号)

計画作成年度	2024年度(令和6年度)
計画主体	函館市

函館市鳥獣被害防止計画(第6期)(原案)

〈連絡先〉	
担当部署名	函館市農林水産部農林整備課
所在地	函館市東雲町4番13号
電話番号	(0138)-21-3344
FAX番号	(0138)-23-0325
メールアドレス	nourinseibi@city.hakodate.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類，被害防止計画の期間および対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ
計画期間	2025年度（令和7年度）～2027年度（令和9年度）
対象地域	函館市内全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 2023年度（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
エゾシカ	ニンジン・馬鈴薯等	被害金額 13,025千円 被害面積 10.74 ha
	物損（車両との衝突事故）	被害届出件数 75件
	道立公園の高山植物（ツツジ等）	公園内にて植生被害が発生 被害額は不明
ヒグマ	デントコーン・とうもろこし・ニンジン等	9圃場にて農業被害が発生 被害金額 3,030千円 被害面積 2.3 ha

【参考】別紙1 エゾシカによる農業被害額の推移

(2) 被害の傾向

エゾシカ	<p>シカの捕獲頭数の増加や侵入防止柵の設置に加え農業者の被害防除意識の向上により，農業被害はピーク時の半以下となる1000万円前後で推移してきたところだが，第5期計画以降高止まりの状況にあり，令和5年度には1303万円となっている。</p> <p>また，東部地区においては，国道等の幹線道路におけるシカと車両の接触事故件数が増加しているほか，恵山道立公園における高山植物等の植生被害も継続的に発生している。</p> <p>森林においても，個体数増加の影響を受け，苗木の食害や，成木の樹皮はぎ被害が増加傾向にある。</p>
ヒグマ	<p>これまでと同様にデントコーンやとうもろこし等の他ニンジンの農業被害が発生しており，令和5年度の被害金額は303万円となっている。</p> <p>また，ヒグマの生息域と接する人家付近での目撃件数や幹線道路・通学路を横断する事例が増えており，市街地付近での徘徊や農地における親子クマの出没など，近隣住民の日常生活や農作業にも影響が出ている。</p>

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (2023年度(令和5年度))	目標値 (2027年度)令和9年度)	備 考
エゾシカ 被害金額	13,025千円	現状値を20%軽減	2019年度(令和元年度)以降、被害額が増加した後高止まりとなっていることから、捕獲頭数を増やし被害を軽減する。
ヒグマ 被害金額	3,030千円	現状値を20%軽減	農作物の被害が拡大する恐れがある場合は箱わなを設置し被害を軽減する。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>【エゾシカ】 個体数の増加を抑制するため、市内の狩猟団体へ委託し計画的に捕獲している。 函館市鳥獣被害防止対策協議会の活動として、農業被害防止捕獲活動や「くくりわな」の貸出し、捕獲技術講習会を開催しているほか、生息数密度が高い地区では呼び餌や巻き狩りによる一斉捕獲を実施している。</p> <p>【ヒグマ】 出没情報があった時点でハンター等が出没状況調査を行い、人畜に危害が及ぶ可能性や農作物への被害拡大の可能性を判断する。 人畜に危害が及ぶ可能性が高いと判断した場合は、箱わなの設置により捕獲している。</p>	<p>【エゾシカ】 1年を通して確実に捕獲を実施することで被害防止に努めているが、実態の生息数の減少が確認できないことから捕獲頭数をさらに増加し対応する必要がある。</p> <p>【ヒグマ】 市街地付近や住宅密集地付近の銃の使用ができない地域では、出没経路の確認や追跡調査などといった詳細な調査を行う際に危険が伴い、追い払いや捕獲等の対応が困難となっている。</p>

<p>防護柵等の設置に関する取組</p>	<p>【エゾシカ】 平成23年度以降、農業被害が集中していた地区において金網柵や電気柵を設置した。近年は農業者が自主的に電気柵を設置している箇所も増えている。</p> <p>【ヒグマ】 桔梗地区でシカクマ兼用の電気柵を設置した。</p> <p>【エゾシカ・ヒグマ】 農業者等を対象として被害防止研修会を開催し、電気柵を設置する際に必要な情報提供を行っている。</p>	<p>【エゾシカ】 金網柵や電気柵の間隙からの侵入や囲まれていない農地での被害が発生し、対応が必要である。</p> <p>【ヒグマ】 デントコーンの被害が発生する農地は山林に隣接し起伏が激しいケースが多く電気柵等の設置が困難である。</p>
----------------------	--	--

(5) 今後の取組方針

<p>【エゾシカ】 今後も個体数の増加を防ぐため、市内の狩猟団体への委託や函館市鳥獣被害防止協議会の捕獲活動により計画的な捕獲に努める。 なお、捕獲を重点的に行うため、ドローン等の活用により生息状況や行動範囲等を把握し、過去の捕獲状況等を地図化したものを捕獲従事者へ渡し情報を共有する。 また、協議会では、農業者等のくくりわな等免許取得を推進するための免許取得予備講習会開催を継続し、わな免許取得者の増員を図るとともに、構成機関から加入している組合員に対してくくりわなの積極的な活用について働きかけを行ってもらい、被害が発生する農地周辺で農業者が自ら行うくくりわな等での捕獲を支援する。 さらに、シカによる農作物被害の多い地域にある既存の侵入防止柵等を点検し、修繕が必要な箇所が見つかった場合は早急な対応を行うとともに、交付金等を活用して設置エリアの見直しを行う。</p> <p>【ヒグマ】 令和5年度は、道内でヒグマによる人身事故が多発したところであり、本市においても市街地への出没が増加傾向にあることから、市、北海道および北海道警察の3者が連携し出没地区に応じた被害の予防対策、市民への注意喚起など被害の未然防止に努める。 また、出没時にはヒグマ出没情報共有システムを活用し関係団体との情報共有や市民への情報発信・注意喚起等を迅速に行うとともに、箱わな等を用いた捕獲や山林区域への追い払いを実施する。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・市内狩猟団体へ委託し捕獲計画の達成に必要な捕獲体制を確保する。 ・函館市鳥獣被害防止対策協議会において農業団体と連携し農業者ハンターの増加に向けて狩猟免許取得講習やくくりワナの貸し出しを行う。 ・市内を数ブロックに分けヒグマ出没時の緊急出動が可能となる班体制を構築する。 ・市街地へのシカの出没が増加傾向にあるため対応可能な体制を確保する。 ・市街地でヒグマが出没した場合は、警察・ハンター・自治体との連携のもと、市民の安全を守る体制を確保する。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2025年 (令和7年) ～ 2027年 (令和9年)	エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな捕獲技術の導入についての検討。 ・降雪期のドローンによる足跡追跡調査による効率的な捕獲。 ・エゾシカとの交通事故発生箇所为重点的な捕獲の実施。
	ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・箱わな設置箇所を選定するため暗視カメラを用いて移動経路を特定。 ・出没箇所周辺でドローンの赤外線カメラを用いた生息場所の把握。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

対象鳥獣	捕獲計画数等の設定の考え方
エゾシカ	<p>北海道が平成27年度に実施した「道南地区におけるエゾシカ生息状況調査」の結果を基に、市内全域の生息数を減少に向けて必要となる捕獲頭数を1年間で1000頭以上と試算し、第5期計画にて捕獲計画数を1000頭(2024年度(令和6年度)は1200頭)と設定し狩猟による捕獲と併せて1000頭以上の捕獲頭数を確保してきたところであるが、農業被害や車両との接触事故件数、目撃情報等が増加傾向にあり生息数の減少が推定できないことから、第6期計画における捕獲計画数を1300頭に設定する。</p>
ヒグマ	<p>北海道ヒグマ管理計画に基づき、出没個体の有害性などを判断し人畜に危害が及ばないよう適切な捕獲を実施する。</p> <p>なお、捕獲計画数は当該計画で設定される地域毎の雌の捕獲上限数を目標とする。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2025年度(令和7年度)	2026年度(令和8年度)	2027年度(令和9年度)
エゾシカ	1300頭	1300頭	1300頭

【参考】別紙1 エゾシカ捕獲頭数の推移

対象鳥獣	捕獲等の取組内容
エゾシカ	<p>市内の狩猟団体へ委託し、エゾシカの繁殖前となる4月から6月の期間に確実な捕獲を実施する。</p> <p>7月以降は農業被害等防止のため、函館市鳥獣被害防止対策協議会会員の狩猟団体や狩猟免許を取得した農業者により鳥獣被害防止総合対策事業における鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用し捕獲を行う。</p> <p>東部地区では冬期間に巻き狩りや誘因エサによる一斉捕獲事業を実施する。</p> <p>また、渡島総合振興局東部森林室の協力のもと、冬季の道有林における林道除雪を行い、狩猟による捕獲効率を上げ、1年を通じて市内全域で銃器、わなによる捕獲を実施する。</p>
ヒグマ	<p>春期から秋期にかけての出没時に、農地に近い森林内に留まっている可能性があるため、ドローンによる調査を行う。また、有害性のある問題個体については、銃器や箱わなによる捕獲を実施する。</p> <p>市街地での出没については、警察・ハンター・自治体の3者で情報の共有をはかり、人畜被害の防止に努める。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
エゾシカ ヒグマ	食害，踏み荒らし等の被害があった場合，受益戸数2戸以上連続している場合に電気柵の貸し出しを行う。	同左	同左

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
2025年 （令和7年） ～ 2027年 （令和9年）	エゾシカ	・ 生息状況調査（暗視カメラ設置やライトセンサス等） ・ 侵入防止柵の定期点検 ・ ICT機器の活用（ドローンによる被害および生息調査）
	ヒグマ	・ 出没地区に応じた被害の予防対策

5. 対象鳥獣による住民の生命，身体または財産に係る被害が生じ，または生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役 割
渡島総合振興局保健環境部 環境生活課	指導・助言，捕獲の許可
函館市農林水産部農林整備課 各支所産業建設課	狩猟団体への手配要請，学校・公共施設・ 町会等への広報，連絡調整
北海道警察函館方面本部 （函館中央警察署）	通報受付，現場の安全確保，付近住民への広報
北海道猟友会新函館支部 函館有害駆除会 一般社団法人 ノースランドレンジャー 函館ハンターズクラブ NPO法人モダンハンティング in北海道	現場の巡視・検分，危険箇所パトロール，捕獲活動

(2) 緊急時の連絡体制

別紙2 「緊急時の連絡体制フロー図」のとおり

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	函館市鳥獣被害防止対策協議会
--------------	----------------

構成機関の名称	役割
函館市農林水産部	協議会の連絡調整および農林業者や地域住民に対する啓発活動
新函館農業協同組合 七飯宮農センター	農業被害状況調査 被害予防策推進 わな・網猟免許取得促進
函館市亀田農業協同組合	農業被害状況調査 被害予防策推進 わな・網猟免許取得促進
北海道猟友会新函館支部 函館有害駆除会	鳥獣の生態等に関する助言 有害鳥獣の捕獲
一般社団法人 ノースランドレンジャー	鳥獣の生態等に関する助言 有害鳥獣の捕獲
函館ハンターズクラブ	鳥獣の生態等に関する助言 有害鳥獣の捕獲
NPO法人 モダンハンティングin北海道	鳥獣の生態等に関する助言 有害鳥獣の捕獲
はこだて広域森林組合	林業被害状況調査 被害予防策推進
函館市農業委員会	農業被害状況調査 被害予防策推進
鳥獣保護管理員	鳥獣全般に関する助言及び情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
渡島総合振興局保健環境部 環境生活課	実施に関する情報提供および技術的助言，被害状況把握
渡島総合振興局産業振興部 農務課	実施に関する情報提供および技術的助言，農業被害状況把握
渡島農業改良普及センター	農業被害状況把握，情報提供，農家に対する指導助言
渡島総合振興局東部森林室	林業被害状況把握，情報提供，林家に対する指導助言
道南農業共済組合	鳥獣被害情報の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

函館市農林水産部農林整備課を中心として，農林業団体や市内狩猟団体と連携しながら，効果的で効率的な捕獲，被害防止の活動を推進する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

函館市では戸井地域，恵山地域，榎法華地域，南茅部地域に各支所を配置しているため，これらの支所管内で被害防止施策を実施する場合は，各支所との連携を緊密にする。

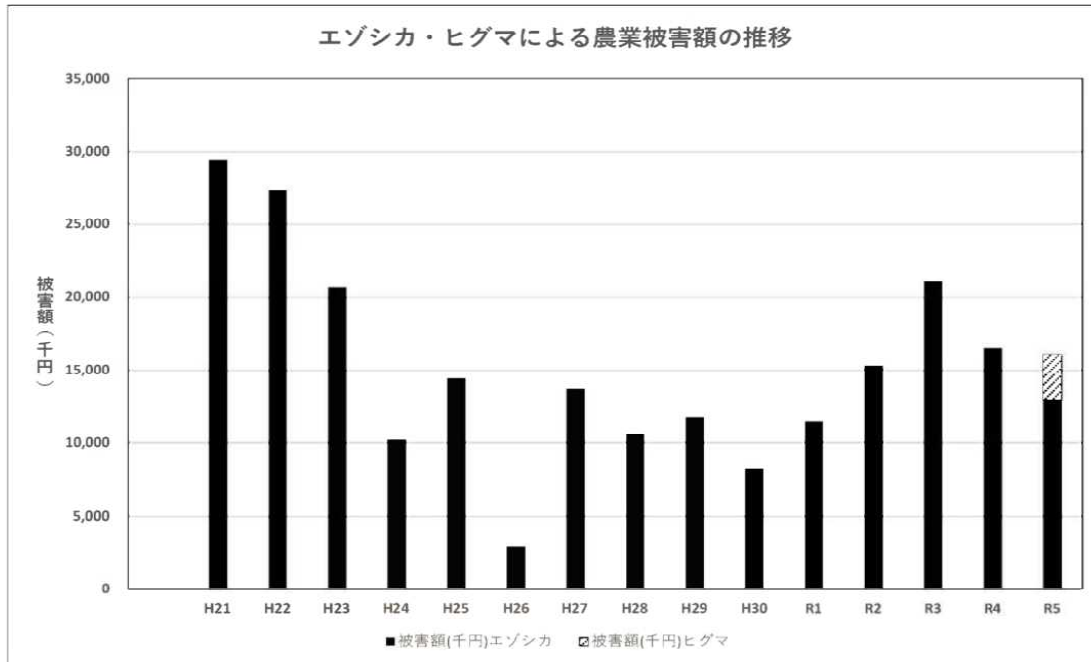
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカ	捕獲残滓の放置を防止するため函館市日乃出清掃工場にて焼却処理。 食肉加工施設への搬入。
ヒグマ	試料提供後，皮や肉は有効活用し，それ以外は焼却処理する。

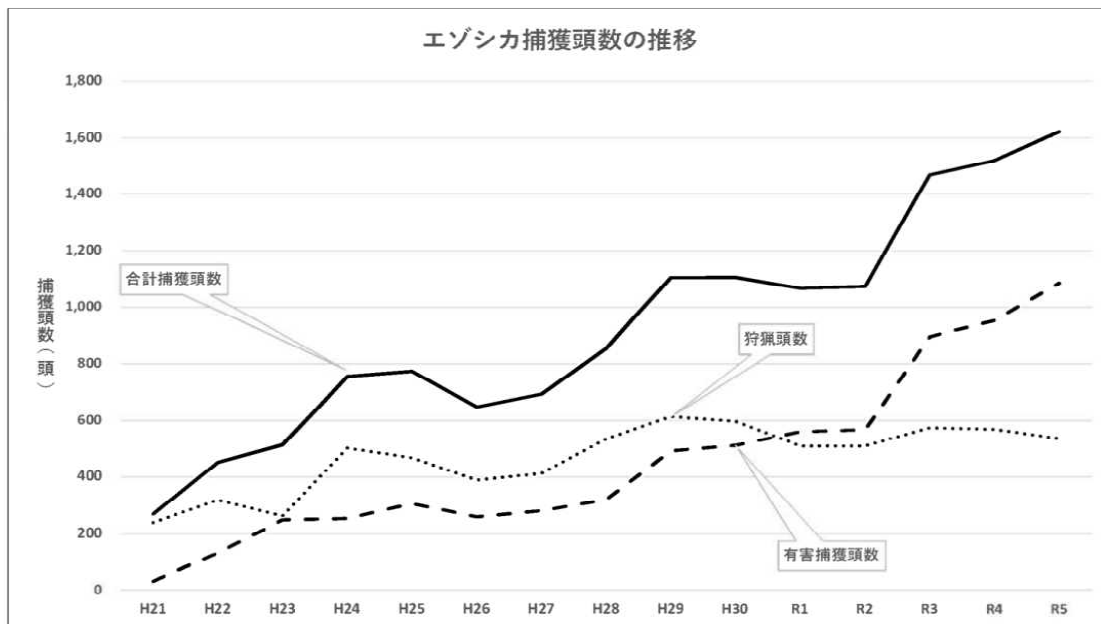
8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカの食品としての活用に関しては，衛生面や捕獲個体の状態に関する課題も多いが，捕獲個体の迅速な処理に努め，食肉加工施設と連携しながら，食品としての利活用を推奨していくとともに，イベント等でジビエの魅力をPRしていく。

別紙 1



- ※1 エゾシカ・ヒグマによる農業被害額については、農作物への被害のみを計上している。
- ※2 農業被害額については、農業協同組合から集計結果の報告を受け計上している。



狩猟捕獲頭数：狩猟期間（10/1～3/31）において、函館市内で捕獲された頭数。
 有害捕獲頭数：鳥獣保護法に基づく捕獲許可を以て函館市内で捕獲された頭数。（市および協議会）

緊急時の連絡体制フロー図

